

## 意匠の審査基準変更

### ～必須図面や部分意匠の表示などについて～

朝陽特許事務所  
所長 砂川恵一

意匠審査基準が改訂され、2019年5月1日以降の出願に適用されています。  
下記の変更があり、手続が簡素化された点があります。  
今後の出願について、ご参考にしてください。

主な改訂内容は以下の通りです。

- (1) 「一組の図面」の要件廃止
- (2) 願書の【部分意匠】の欄の廃止
- (3) 意匠登録を受けようとする物品以外のものの記載を容認
- (4) 中間省略の記載方法の緩和

以下に、詳細を記します。

#### 1. 「一組の図面」の要件廃止

意匠を明確に表す十分な数の図の提出があれば、提出する図の数は不問とします。

今回の改訂により、従来必須であった、正面図、背面図、平面図、底面図、右側面図、左側面図の6面図は必須ではなくなります。

ただし、図面に表されていない部分は、他の図と同一又は対称であることから省略する旨が願書に記載されている場合を除き、審査上、意匠登録を受けようとする部分以外の部分として扱われます。

例えば、実線で正面図、平面図、底面図、右側面図及び左側面図のみが表され、背面図が表されていない場合、背面図は意匠登録を受けようとする部分以外の部分と扱われ、実質的に、背面部を除いた部分について意匠登録を受けようとする部分意匠として取り扱われます。

部分意匠の出願であっても、これまで通り、6面図を提出することも可能です。

#### 2. 願書の【部分意匠】の欄の廃止

本年(2019年)5月1日以降、日本へ出願される意匠登録出願について、願書の【部分意匠】の欄の記載が不要となります。

なお、パリ条約による優先権主張を伴い、優先日が2019年4月30日以前のものも含まれます。

ただし、分割出願や、特許または実用新案からの変更出願、補正の却下決定後の新出願であって、遡及出願日が2019年5月1日より前の部分意匠の出願については、願書の【部分意匠】の欄の記載が必要です。ご注意ください。

なお、上記「適用される出願」の願書に【部分意匠】の欄を記載して出願された場合、特許庁により一律、当該【部分意匠】の欄が削除され、削除に伴う出願人や代理人への通知は行われません。

なお、特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>)における検索方法は以下のとおりです。

2019年5月1日以降に日本に出願された意匠登録出願については、通常の日本意匠分類に加え、以下の各検索キー(Dターム記号)を掛け合わせて入力することにより、検索が可能です。

(1) : 図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの

→ D ターム記号「VZA」

(2) : 外観の一部の面が開示されていないもの

→ D ターム記号「VZB」

(3) : 上記(1)及び(2)を同時に検索したい場合

→ 「VZ?」

※(1)と(2)を複数組み合わせさせた意匠には「VZA」のみ付与することとしています。

上記検索キーの情報を含む、日本意匠分類の詳しい内容についてはこちらをご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou\\_bunrui/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html)

なお、2019年4月30日以前に日本に出願された意匠登録出願については、「意匠検索」の検索オプション「部分意匠」の項目にチェックを入れることにより、部分意匠のみを検索することができます。

### 3. 意匠登録を受けようとする物品以外のものの記載を容認

これまで図面の中に意匠登録を受けようとする物品以外のものを表すことは、参考図を除いては許容されていませんでしたが、改訂後は、明確な図面の描き分けがなされているか、説明が記載されている場合は、意匠登録を受けようとする物品以外のものを図面の中に表すことが許容されます。

### 4. 中間省略の記載方法の緩和

これまで電源コードなど、その中間部の図示を省略する際は、省略箇所について2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、その旨及び省略個所の図面上の寸法を願書に記載する必要がありましたが、改訂後は、意匠の明確性に支障がないことを条件に、様々な省略のための表現方法が許容されます。

### 5. その他

なお、分割出願や、特許または実用新案からの変更出願、補正の却下決定後の新出願については、遡及出願日によって改訂意匠審査基準の適用対象か否かを判断します。また、パリ条約による優先権等の主張を伴う出願については、日本国特許庁への出願日によって改訂意匠審査基準の適用対象か否かを判断します。

優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日（優先日）ではありませんのでご注意ください。

#### ■参考ページ（特許庁ウェブサイト）

○意匠審査基準

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html)

○意匠審査基準の一部改訂について

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa\\_kijun/kaitei/190426\\_ishou\\_kaitei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/190426_ishou_kaitei.html)

○願書の【部分意匠】の欄の記載が不要となります

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/gansho-bubunisho-huyo.html>

以上